



第 130 回養父市議会定例会における上程議案について

第 130 回養父市議会定例会を 2025 年 12 月 4 日（火）に開会します。
この定例会において、上程する議案は次のとおりです。

- 1 議案 第 130 回養父市議会定例会議案送致目録のとおり。
- 2 その他 議案は全てメールで送信します。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長：和田 久仁彦 担当者：二位 紘樹
電話：079-662-3161

第 1 3 0 回 養 父 市 議 会 定 例 会 議 案 送 致 目 録

令和 7 年 12 月 4 日

議案番号	案 件 名
報告第11号 専決第9号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
議案第60号	養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	養父市立おおやスポーツセンター及び養父市立おおやB & G海洋センターの指定管理者の指定について
議案第62号	養父市6次産業化支援センターの指定管理者の指定について
議案第63号	養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」の指定管理者の指定について
議案第64号	養父市コミュニティセンター等の指定管理者の指定について
議案第65号	令和7年度養父市一般会計補正予算（第5号）
議案第66号	令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第67号	令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提 案 理 由

報告第11号 専決第9号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】 養父市大屋町加保で発生した火災に対応するため緊急出動していた消防車両を移動させたところ、後方に停車していた団員の車両に接触したもので、物損事故扱いとなっている。</p> <p>■事故発生日 令和7年7月18日 ■損害賠償の額 417,571円 ■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0% ■協議の整った日 協議が整ったため、令和7年10月8日付けで専決した。</p>
議案第60号	養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>本件は、保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、国家戦略特別区域における地域限定保育士制度の一般制度化、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定されたこと等に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は公布の日からとし、適用日は法律の施行日に合わせ、令和7年10月1日とする。</p> <p>【改正する条例】 ○養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 ○養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ○養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ○養父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>

議案第61号	<p>養父市立おおやスポーツセンター及び養父市立おおやB & G海洋センターの指定管理者の指定について</p> <p>【施設の名称】 1 養父市立おおやスポーツセンター 2 養父市立おおやB & G海洋センター</p> <p>【指定管理者】 兵庫県養父市八鹿町八鹿113番地1 全但バス・但南建設共同事業体 代表 全但バス株式会社 代表取締役 村上 宣人</p> <p>【指定の期間】 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
議案第62号	<p>養父市6次産業化支援センターの指定管理者の指定について</p> <p>【施設の名称】 養父市6次産業化支援センター</p> <p>【指定管理者】 兵庫県養父市建屋209番地 建屋校区自治協議会 会長 村上 重之</p> <p>【指定の期間】 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
議案第63号	<p>養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」の指定管理者の指定について</p> <p>【施設の名称】 養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」</p> <p>【指定管理者】 兵庫県養父市八鹿町国木416番地 NPO法人Earth Family農と食と教育 理事長 片岡 崇彰</p> <p>【指定の期間】 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
理由	<p>上記3件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>
議案第64号	<p>養父市コミュニティセンター等の指定管理者の指定について</p>

理由	コミュニティセンター、区集会施設等30施設についての指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、引き続き行政区に指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第65号	令和7年度養父市一般会計補正予算（第5号）
議案第66号	令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第67号	令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）
理由	上記3件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	上記2件は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。 【任期】令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

報告第11号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第9号	令和7年10月8日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和7年7月18日、養父市大屋町加保（加保橋付近）で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 417,571円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) [Redacted] [Redacted]

議案第60号

養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例の制定について

養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例)

第1条 養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第13号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下 <u>この号及び次号</u> において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼

改 正 案	現 行
<p>いう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第2条 養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第14号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与え</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為</p>

改 正 案	現 行				
<p>る行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u>(以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。)が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="210 979 1115 1279"> <tr> <td data-bbox="210 979 663 1126"><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td> <td data-bbox="663 979 1115 1126"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1126 663 1279"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td> <td data-bbox="663 1126 1115 1279"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<p>をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

改 正 案	現 行
<p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(<u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定(兵庫県の区域に限る。)</u>によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)を含む。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する<u>事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所</u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第3条 養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第15号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道</p>

改 正 案	現 行
<p>府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定（兵庫県の区域に限る。）によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所においては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

（養父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

第4条 養父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年養父市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（虐待等の防止）	（虐待等の防止）

改 正 案	現 行
<p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 (<u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定(兵庫県の区域に限る。)</u>によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する<u>事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>。この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

議案第 61 号

養父市立おおやスポーツセンター及び養父市立おおやB & G海洋 センターの指定管理者の指定について

養父市立おおやスポーツセンター及び養父市立おおやB & G海洋センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

養父市長 大 林 賢 一

1 施設の名称

- (1) 養父市立おおやスポーツセンター
- (2) 養父市立おおやB & G海洋センター

2 指定管理者

兵庫県養父市八鹿町八鹿 113 番地 1
全但バス・但南建設共同事業体
代表 全但バス株式会社
代表取締役 村上 宣人

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 62 号

養父市 6 次産業化支援センターの指定管理者の指定について

養父市 6 次産業化支援センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

養父市長 大 林 賢 一

1 施設の名称

養父市 6 次産業化支援センター

2 指定管理者

兵庫県養父市建屋 209 番地

建屋校区自治協議会

会長 村上 重之

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第63号

養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」の指定管理者の指定について

養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

1 施設の名称

養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」

2 指定管理者

兵庫県養父市八鹿町国木416番地
NPO法人Earth Family農と食と教育
理事長 片岡 崇彰

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 64 号

養父市コミュニティセンター等の指定管理者の指定について

養父市コミュニティセンター等の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

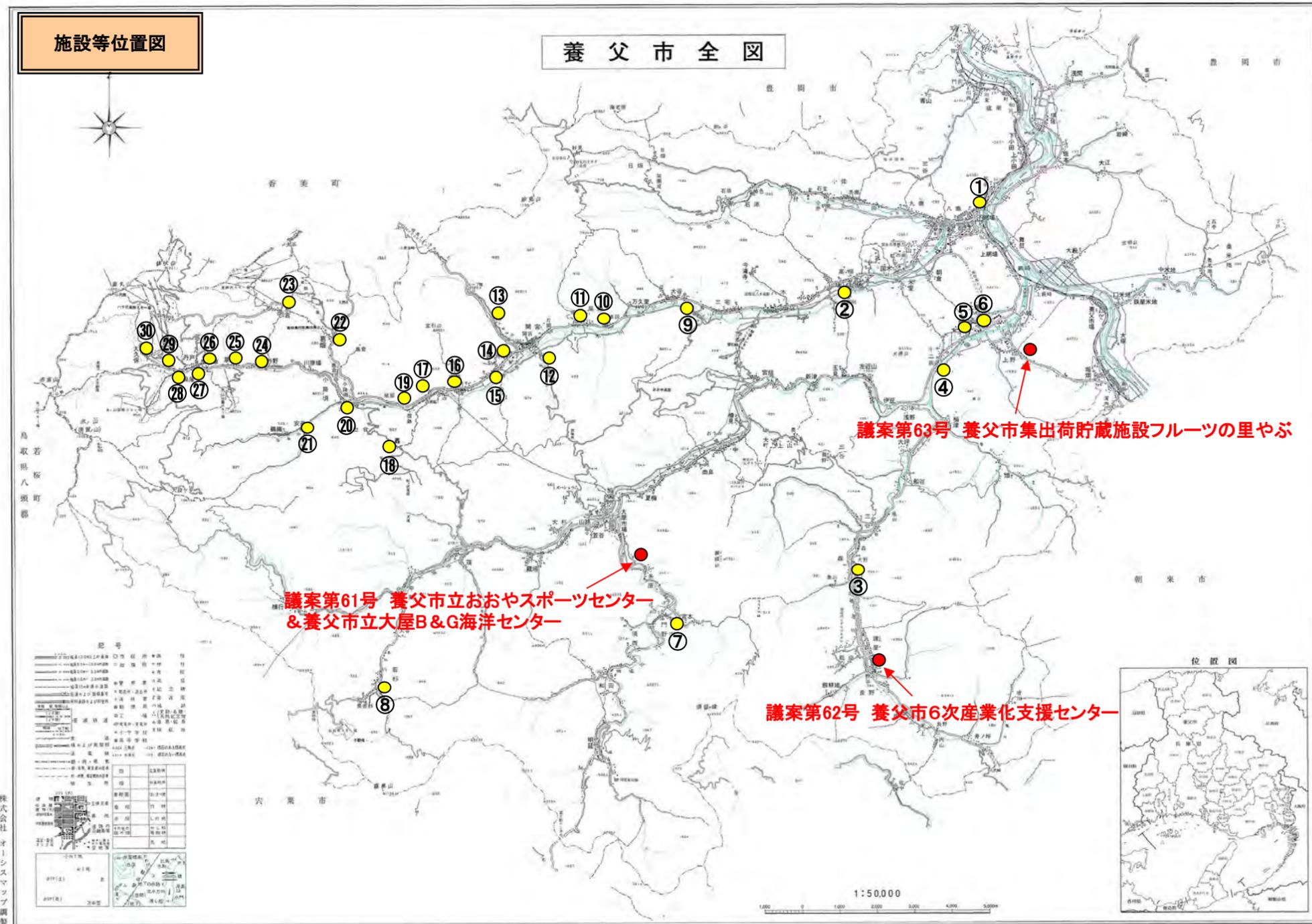
養父市長 大 林 賢 一

施設の名称	指定管理者	指定の期間
木の香る大森交流促進センター	養父市八鹿町八鹿 325 番地 3 大森区 区長 武田 俊彦	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 18 年 3 月 31 日まで
高柳向集会所	養父市八鹿町高柳 2384 番地 高柳向区 区長 山本 康雄	
森高齢者ふれあいセンター	養父市森 395 番地 森区 区長 田村 敏胤	
十二所いきがい福祉センター	養父市十二所 1156 番地 十二所二区 区長 圓山 健司	
広谷地域福祉コミュニティセンター	養父市十二所 889 番地 1 広谷地区自治会 代表区長 中島 文明	
上箇コミュニティセンター	養父市上箇 278 番地 上箇区 区長 福井 陳訓	
南谷コミュニティセンター 「宮本公民館」	養父市大屋町宮本 545 番地 1 宮本区 区長 田路 誓志	
若杉多目的集会センター 「若杉会館」	養父市大屋町若杉 521 番地 1 若杉区 区長 大平 明王	
向三宅地区集会所	養父市三宅 799 番地 向三宅区 区長 井上 隆夫	

和多田地区集会所	養父市尾崎 215 番地 2 和多田区 区長 藤林 良清
尾崎地区集会所	養父市尾崎 695 番地 1 尾崎区 区長 森本 翁介
相地地区集会所	養父市関宮 2119 番地 2 相地区 区長 中尾 一夫
八木谷地区集会所	養父市関宮 1432 番地 1 八木谷区 区長 守本 清志
下吉井地区集会所	養父市吉井 2123 番地 1 下吉井区 区長 片山 千万人
吉井地区集会所	養父市吉井 453 番地 2 吉井区 区長 井上 徹
中瀬地区集会所	養父市中瀬 1019 番地 中瀬区 区長 森本 松夫
中瀬足坂地区集会所	養父市中瀬 1323 番地 1 中瀬区 区長 森本 松夫
轟地区集会所	養父市轟 105 番地 轟区 区長 三島 正清
轟摺鉢地区集会所	養父市轟 813 番地 轟区 区長 三島 正清
出合地区集会所	養父市出合 397 番地 2 出合区 区長 上田 英和
安井地区集会所	養父市安井 598 番地 安井区 区長 栃本 栄一

葛畑地区集会所	養父市葛畑 94 番地 2 葛畑区 区長 西村 誠
別宮地区コミュニティ施設	養父市別宮 704 番地 別宮区 区長 岡 一治
外野地区集会所	養父市外野 914 番地 1 外野区 区長 西垣 重喜
草出地区集会所	養父市草出 64 番地 4 草出区 区長 山本 隆喜
梨ヶ原地区集会所	養父市梨ヶ原 224 番地 梨ヶ原区 区長 西谷 信弥
丹戸地区多目的集会施設	養父市丹戸 1205 番地 丹戸区 区長 一ノ本 正
奈良尾地区集会所	養父市奈良尾 204 番地 2 奈良尾区 区長 藤原 睦幸
福定地区集会所	養父市福定 112 番地 1 福定区 区長 西村 徹也
大久保地区集会所	養父市大久保 218 番地 1 大久保区 区長 田中 敏久

※指定管理者の欄内の住所表示は、施設の所在地を記載しています。



- ①木の香る大森交流促進センター
- ②高柳向集会所
- ③森高齢者ふれあいセンター
- ④十二所いきがい福祉センター
- ⑤広谷地域福祉コミュニティセンター
- ⑥上箇コミュニティセンター
- ⑦南谷コミュニティセンター宮本公民館
- ⑧若杉多目的集会所若杉会館
- ⑨向三宅地区集会所
- ⑩和多田地区集会所
- ⑪尾崎地区集会所
- ⑫相地地区集会所
- ⑬八木谷地区集会所
- ⑭下吉井地区集会所
- ⑮吉井地区集会所
- ⑯中瀬地区集会所
- ⑰中瀬足坂地区集会所
- ⑱轟地区集会所
- ⑲轟摺鉢地区集会所
- ⑳出合地区集会所
- ㉑安井地区集会所
- ㉒葛畑地区集会所
- ㉓別宮地区コミュニティ施設
- ㉔外野地区集会所
- ㉕草出地区集会所
- ㉖梨ヶ原地区集会所
- ㉗丹戸地区多目的集会所施設
- ㉘奈良尾地区集会所
- ㉙福定地区集会所
- ㉚大久保地区集会所

議案第65号

令和7年度養父市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度養父市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,622,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		14,000	△1,707	12,293
	1. 地方特例交付金	14,000	△1,707	12,293
10. 地方交付税		8,890,000	△9,269	8,880,731
	1. 地方交付税	8,890,000	△9,269	8,880,731
12. 分担金及び負担金		47,735	3,849	51,584
	2. 負担金	38,221	3,849	42,070
14. 国庫支出金		2,221,195	52,589	2,273,784
	1. 国庫負担金	1,162,884	52,589	1,215,473
15. 県支出金		1,230,206	20,284	1,250,490
	1. 県負担金	509,489	20,321	529,810
	2. 県補助金	485,707	△37	485,670
17. 寄附金		300,001	200,000	500,001
	1. 寄附金	300,001	200,000	500,001
18. 繰入金		1,965,972	100,000	2,065,972
	1. 基金繰入金	1,943,545	100,000	2,043,545
19. 繰越金		164,356	47,159	211,515
	1. 繰越金	164,356	47,159	211,515
20. 諸収入		539,057	666	539,723
	5. 雑収入	513,779	666	514,445
歳入合計		20,208,647	413,571	20,622,218

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		143,078	457	143,535
	1. 議会費	143,078	457	143,535
2. 総務費		4,470,736	108,860	4,579,596
	1. 総務管理費	4,161,939	108,860	4,270,799
3. 民生費		5,186,687	113,269	5,299,956
	1. 社会福祉費	3,112,443	4,606	3,117,049
	2. 児童福祉費	1,825,374	94,888	1,920,262
	3. 生活保護費	247,870	13,775	261,645
4. 衛生費		2,015,367	△35,484	1,979,883
	1. 保健衛生費	1,909,592	△35,484	1,874,108
6. 農林水産業費		1,046,791	1,096	1,047,887
	1. 農業費	818,880	1,096	819,976
7. 商工費		515,811	900	516,711
	2. 観光費	278,076	900	278,976
8. 土木費		1,894,084	8,000	1,902,084
	2. 道路橋りょう費	860,187	8,000	868,187
10. 教育費		2,324,131	16,473	2,340,604
	1. 教育総務費	172,431	300	172,731
	4. 社会教育費	512,666	3,166	515,832
	5. 保健体育費	461,635	13,007	474,642
13. 諸支出金		350,284	200,000	550,284
	1. 基金費	350,284	200,000	550,284
歳出合計		20,208,647	413,571	20,622,218

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎管理費	14,480
3. 民生費	2. 児童福祉費	公立認定こども園等バス送迎事業費	6,125
10. 教育費	5. 保健体育費	体育施設管理費	2,860

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和7年度ケーブルテレビジョン 民間化事業	令和8年度～令和12年度	66,600
令和7年度関宮地域局周辺整備事業	令和8年度	7,480

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金	14,000	△1,707	12,293
10. 地方交付税	8,890,000	△9,269	8,880,731
12. 分担金及び負担金	47,735	3,849	51,584
14. 国庫支出金	2,221,195	52,589	2,273,784
15. 県支出金	1,230,206	20,284	1,250,490
17. 寄附金	300,001	200,000	500,001
18. 繰入金	1,965,972	100,000	2,065,972
19. 繰越金	164,356	47,159	211,515
20. 諸収入	539,057	666	539,723
歳入合計	20,208,647	413,571	20,622,218

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	143,078	457	143,535
2. 総務費	4,470,736	108,860	4,579,596
3. 民生費	5,186,687	113,269	5,299,956
4. 衛生費	2,015,367	△35,484	1,979,883
6. 農林水産業費	1,046,791	1,096	1,047,887
7. 商工費	515,811	900	516,711
8. 土木費	1,894,084	8,000	1,902,084
10. 教育費	2,324,131	16,473	2,340,604
13. 諸支出金	350,284	200,000	550,284
歳出合計	20,208,647	413,571	20,622,218

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			457
		100,000	8,860
72,910		3,849	36,510
△1,133			△34,351
1,096			0
			900
			8,000
		666	15,807
		200,000	0
72,873		304,515	36,183

2. 歳入

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	14,000	△1,707	12,293
項計	14,000	△1,707	12,293

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	8,890,000	△9,269	8,880,731
項計	8,890,000	△9,269	8,880,731

(款) 12. 分担金及び負担金

(項) 2. 負担金

1. 民生費負担金	38,195	3,849	42,044
項計	38,221	3,849	42,070

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	1,161,758	52,589	1,214,347
項計	1,162,884	52,589	1,215,473

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	497,518	20,321	517,839
項計	509,489	20,321	529,810

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

3. 衛生費県補助金	12,986	△1,133	11,853
4. 農林水産業費県補助金	247,064	1,096	248,160
項計	485,707	△37	485,670

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. 指定寄附金	300,000	200,000	500,000
項計	300,001	200,000	500,001

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

3. 特定目的基金繰入金	1,465,055	100,000	1,565,055
項計	1,943,545	100,000	2,043,545

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	164,356	47,159	211,515
項計	164,356	47,159	211,515

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 地方特例交付金	△1,707	地方特例交付金	△1,707

1. 地方交付税	△9,269	普通交付税	△9,269

2. 老人福祉費負担金	3,849	養護老人ホーム入所費用負担金	3,849

4. 児童福祉費負担金	43,008	私立こども園教育・保育給付費国庫負担金	43,008
6. 生活保護費負担金	9,581	生活保護費負担金	9,581

4. 児童福祉費負担金	20,321	私立こども園教育・保育給付費県負担金	20,321

1. 保健衛生費補助金	△1,133	健康増進事業補助金	△1,133
1. 農業費補助金	1,096	機構集積協力金交付金	1,096

1. 総務費寄附金	200,000	元気な養父づくり応援寄附金	200,000

2. 元気な養父づくり応援 基金繰入金	100,000	元気な養父づくり応援基金繰入金	100,000

1. 前年度繰越金	47,159	前年度繰越金	47,159

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	420,677	666	421,343
項計	513,779	666	514,445

歳入合計	20,208,647	413,571	20,622,218
------	------------	---------	------------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 教育費受入金	666	公共ホール音楽活性化支援事業助成金 666

--	--	--

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	143,078	457	143,535				457
項 計	143,078	457	143,535				457

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	2,356,090	△4,970	2,351,120				△4,970
5. 財産管理費	195,380	14,480	209,860				14,480
6. 企画費	538,039	100,000	638,039			100,000	
9. 情報センター運営費	78,953	△650	78,303				△650
項 計	4,161,939	108,860	4,270,799			100,000	8,860

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

3. 老人福祉費	1,191,600	1,470	1,193,070				1,470
8. 老人福祉施設費	168,951	3,136	172,087			3,849	△713
項 計	3,112,443	4,606	3,117,049			3,849	757

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3. 職 員 手 当	120	議会職員人件費	120
12. 委 託 料	337	時間外勤務手当	120
		議会運営事業費	337
		システム保守管理委託料	337

1. 報 酬	△3,432	私学審議会運営事業費	△4,970
3. 職 員 手 当	△1,220	会計年度任用職員報酬	△3,182
4. 共 済 費	△273	会計年度任用職員時間外勤務報酬	△250
8. 旅 費	△45	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	△663
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	△557
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△273
		費用弁償 (会計年度任用職員)	△45
12. 委 託 料	14,480	庁舎管理費	14,480
		設計・監理委託料	14,480
10. 需 用 費	420	元気な養父づくり応援寄附推進事業費	100,000
11. 役 務 費	11,480	印刷製本費	70
12. 委 託 料	87,000	消耗品費	350
13. 使用料及び 賃 借 料	1,100	広告料	10,200
		データ処理手数料	1,210
		郵券料	70
		事業運営委託料	87,000
		システム等使用料	1,100
1. 報 酬	△150	情報センター職員人件費	△500
3. 職 員 手 当	△500	時間外勤務手当	△500
		C A T V運営事業費	△150
		会計年度任用職員時間外勤務報酬	△150

18. 負担金、補 助 及 び 交 付 金	1,470	後期高齢者医療事業費	1,470
		県後期高齢者医療広域連合負担金	1,470
19. 扶 助 費	3,136	養護老人ホーム保護措置費	3,136
		養護老人ホーム入所措置費	3,136

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	523,127	392	523,519				392
2. 児童福祉施設費	1,205,012	94,496	1,299,508	63,329			31,167
項 計	1,825,374	94,888	1,920,262	63,329			31,559

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	40,551	1,000	41,551				1,000
2. 生活保護扶助費	207,319	12,775	220,094	9,581			3,194
項 計	247,870	13,775	261,645	9,581			4,194

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	327,115	△85,870	241,245				△85,870
3. 予防費	188,239	10,526	198,765	△1,133			11,659
9. 病院診療所費	1,233,145	39,860	1,273,005				39,860
項 計	1,909,592	△35,484	1,874,108	△1,133			△34,351

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	282,637	1,096	283,733	1,096			
項 計	818,880	1,096	819,976	1,096			

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22. 償還金、利 子及び割 引 料	392	要保護児童対策事業費 過年度補助交付金等返還金	392 392
18. 負担金、補 助及び交 付 金	87,896	私立認定こども園等運営事業費 私立認定こども園教育・保育給付費 過年度補助交付金等返還金	92,191 87,896 4,295
22. 償還金、利 子及び割 引 料	6,600	子ども・子育て支援事業費 過年度補助交付金等返還金	2,305 2,305

3. 職 員 手 当	1,000	生活保護職員人件費 時間外勤務手当	1,000 1,000
19. 扶 助 費	12,775	生活保護措置費 医療扶助費	12,775 12,775

18. 負担金、補 助及び交 付 金	△86,786	水道事業会計繰出金 水道事業補助金 水道事業出資金	△85,870 △86,786 916
23. 投資及び出 資 金	916		
12. 委 託 料	10,526	感染症予防事業費 予防接種委託料 健康増進事業費（財源補正）	10,526 10,526 0
18. 負担金、補 助及び交 付 金	39,860	病院負担金 八鹿病院組合負担金	39,860 39,860

18. 負担金、補 助及び交 付 金	1,096	農地利用向上促進事業費 機構集積協力金	1,096 1,096

(款) 7. 商工費

(項) 2. 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 観光総務費	21,019	900	21,919				900
項 計	278,076	900	278,976				900

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

2. 道路橋りょう維持費	512,865	8,000	520,865				8,000
項 計	860,187	8,000	868,187				8,000

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	125,628	300	125,928				300
項 計	172,431	300	172,731				300

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	128,087	2,000	130,087				2,000
2. 文化会館・ホール運営費	89,818	666	90,484			666	
3. 公民館費	129,570	500	130,070				500
項 計	512,666	3,166	515,832			666	2,500

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	146,660	3,660	150,320				3,660
3. 学校給食施設費	308,760	9,347	318,107				9,347
項 計	461,635	13,007	474,642				13,007

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 基金費

3. 特定目的基金費	334,406	200,000	534,406			200,000	
------------	---------	---------	---------	--	--	---------	--

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
3. 職員手当	900	観光職員人件費	900
		時間外勤務手当	900

10. 需用費	8,000	道路橋りょう維持事業費	8,000
12. 委託料	16,936	修繕料	8,000
14. 工事請負費	△16,936	道路橋りょう補修事業費	0
		測量・調査・設計業務委託料	16,936
		工事請負費	△16,936

1. 報酬	300	教育委員会事務局費	300
		会計年度任用職員時間外勤務報酬	300

3. 職員手当	2,000	社会教育職員人件費	2,000
		時間外勤務手当	2,000
12. 委託料	666	文化会館・ホール運営事業費	666
		事業運営委託料	666
1. 報酬	500	公民館管理費	500
		会計年度任用職員時間外勤務報酬	500

3. 職員手当	800	体育施設職員人件費	800
17. 備品購入費	2,860	時間外勤務手当	800
		体育施設管理費	2,860
		庁用備品購入費（50万円以上）	2,860
10. 需用費	9,347	学校給食管理運営事業費	9,347
		給食材料費	9,347

24. 積立金	200,000	元気な養父づくり応援基金費	200,000
		基金積立金	200,000

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
項 計	350,284	200,000	550,284			200,000	

歳出合計	20,208,647	413,571	20,622,218	72,873	0	304,515	36,183
------	------------	---------	------------	--------	---	---------	--------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	321 (289)	563,652	1,241,348	907,299	2,712,299	498,078	3,210,377	
補正前	321 (290)	566,434	1,241,348	904,199	2,711,981	498,351	3,210,332	
比較	(△1)	△2,782		3,100	318	△273	45	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職員数 (人)	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補正後	36,440	41,154	27,345	26,140	12,107	365,035	301,919	92,744	1,551	2,864	
	補正前	36,440	41,154	27,345	26,140	12,107	365,698	302,476	88,424	1,551	2,864	
	比較						△663	△557	4,320			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	265 (9)		1,073,245	668,518	1,741,763	358,516	2,100,279	
補正前	265 (9)		1,073,245	664,198	1,737,443	358,516	2,095,959	
比較				4,320	4,320		4,320	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職員数 (人)	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補正後	36,440	41,154	23,981	21,594	12,107	243,586	199,048	86,794	950	2,864	
	補正前	36,440	41,154	23,981	21,594	12,107	243,586	199,048	82,474	950	2,864	
	比較								4,320			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	56 (280)	563,652	168,103	238,781	970,536	139,562	1,110,098	
補正前	56 (281)	566,434	168,103	240,001	974,538	139,835	1,114,373	
比較	(△1)	△2,782		△1,220	△4,002	△273	△4,275	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職員数 (人)	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	時間外 手当	特殊勤 務手当	その他	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員 手当 等の 内訳	補正後			3,364	4,546		121,449	102,871	5,950	601		
	補正前			3,364	4,546		122,112	103,428	5,950	601		
	比較						△663	△557				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備考
報酬	△2,782	その他の増減分	△2,782	会計年度任用職員
職員手当	3,100	その他の増減分	3,100	会計年度任用職員以外の職員
				会計年度任用職員

令和7年度一般会計補正予算(第5号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【議会費】				457	0	0	0	0	457	
1	1	1	議会職員人件費	120					120	決算見込み等による人件費補正
1	1	1	議会運営事業費	337					337	議会タブレットリース契約延長に伴う保守及び設定委託料の追加
【総務費】				108,860	0	0	0	100,000	8,860	
2	1	1	私学審議会運営事業費	△ 4,970					△ 4,970	決算見込み等による人件費補正
2	1	5	庁舎管理費	14,480					14,480	大屋地域局空調更新に伴う設計監理委託料の追加
2	1	6	元気な養父づくり応援寄附推進事業費	100,000				100,000		ふるさと納税の増額見込による事業運営委託料等の増額
2	1	9	情報センター職員人件費	△ 500					△ 500	決算見込み等による人件費補正
2	1	9	CATV運営事業費	△ 150					△ 150	決算見込み等による人件費補正
【民生費】				113,269	52,589	20,321	0	3,849	36,510	
3	1	3	後期高齢者医療事業費	1,470					1,470	後期高齢者医療負担金の確定による増額
3	1	8	養護老人ホーム保護措置費	3,136				3,849	△ 713	養護老人ホーム被措置者数の増に伴う入所措置費の増額及び入所者負担金収入の増額
3	2	1	要保護児童対策事業費	392					392	令和6年度国庫補助金の精算に伴う返還金の追加
3	2	2	私立認定こども園等運営事業費	92,191	43,008	20,321			28,862	○私立認定こども園教育・保育給付費の公定価格改定等による増額 ○令和6年度国庫・県負担金の精算に伴う返還金の追加
3	2	2	子ども・子育て支援事業費	2,305					2,305	令和6年度国庫補助金の精算に伴う返還金の追加
3	3	1	生活保護職員人件費	1,000					1,000	決算見込み等による人件費補正
3	3	2	生活保護措置費	12,775	9,581				3,194	医療扶助費の決算見込みによる増額
【衛生費】				△ 35,484	0	△ 1,133	0	0	△ 34,351	
4	1	1	水道事業会計繰出金	△ 85,870					△ 85,870	水道高料金対策の繰出基準を満たさなくなったこと等による特別会計の補正に伴う減額
4	1	3	感染症予防事業費	10,526					10,526	带状疱疹ワクチン定期接種者の増加見込みによる委託料の増額
4	1	3	健康増進事業費	0		△ 1,133			1,133	県補助金の減額見込みによる財源補正
4	1	9	病院負担金	39,860					39,860	公立八鹿病院組合負担金の決算見込による増額

令和7年度一般会計補正予算(第5号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
【農林水産業費】				1,096	0	1,096	0	0	0	
6	1	3	農地利用向上促進事業費	1,096		1,096				農地中間管理事業の活用予定地区及び面積の増加見込みによる機構集積協力金の増額
【商工費】				900	0	0	0	0	900	
7	2	1	観光職員人件費	900					900	決算見込み等による人件費補正
【土木費】				8,000	0	0	0	0	8,000	
8	2	2	道路橋りょう維持事業費	8,000					8,000	市道の舗装、ガードレール等の修繕料の増額
8	2	2	道路橋りょう補修事業費	0						大藪橋橋梁補修にかかる調査業務委託料の増額及び工事請負費の減額
【教育費】				16,473	0	0	0	666	15,807	
10	1	2	教育委員会事務局費	300					300	決算見込み等による人件費補正
10	4	1	社会教育職員人件費	2,000					2,000	決算見込み等による人件費補正
10	4	2	文化会館・ホール運営事業費	666				666		(一財)地域創造の助成金交付決定に伴う事業運営委託料の増額
10	4	3	公民館管理費	500					500	決算見込み等による人件費補正
10	5	2	体育施設職員人件費	800					800	決算見込み等による人件費補正
10	5	2	体育施設管理費	2,860					2,860	八鹿総合体育館バスケットゴール更新実施に伴う備品購入費の追加
10	5	3	学校給食管理運営事業費	9,347					9,347	物価高騰等に伴う給食材料費の増額
【諸支出金】				200,000	0	0	0	200,000	0	
13	1	3	元気な養父づくり応援基金費	200,000				200,000		ふるさと納税の増額見込みによる基金積立金の増額
合 計				413,571	52,589	20,284	0	304,515	36,183	

令和7年度

一般会計補正予算
(第5号)

実施計画書

実施計画書（補正予算）

事業名		元気な養父づくり応援寄附推進事業費		枝番		単位事業名			
まちづくり計画	柱	「市民」_アクティブに自分らしく暮らすまち					ページ番号		
	施策	1-1_能力や個性を最大限発揮できる暮らし（生活）							
	10年後の数値目標①	転入者数 630人		10年後の数値目標②	養父市に住み続けたいと思う人の割合 90%				
	個別計画								
	横断的行動指針 (SDGs)	8	働きがいも経済成長も		12	つくる責任、つかう責任			
	16	平和と公正をすべての人に		17	パートナーシップで目標を達成しよう				
実施主体	養父市		担当課	やぶぐらし・地方創生課					
会計区分	一般会計					当初補正区分	補正予算		
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	6	企画費
根拠法令等	養父市元気な養父づくり応援寄附条例 養父市元気な養父づくり応援寄附条例施行規則 養父市元気な養父づくり応援寄附推進事業実施要綱 地方税法第314条の7第1項								
事業目的	対象	日本国民							
	背景と目的	□ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方自治体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は使途を自らの意思で決めることを可能とするために創設された制度 □制度の理念 ①寄附先を選択できる。納税の大切さを自分事としてとらえる貴重な機会とする ②故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域へも力になれる ③自治体が国民に向け取組をアピールし、選んでもらうに相応しい地域のあり方を考えるきっかけとする □養父市産を基本に、募集ルールを遵守した返礼品を造成し、その魅力発信を行う。 □寄附金を活用し実施された施策の成果等をPRし、養父市への愛着形成を促進する。							
事業内容	事業概要または補正の内容	□補正概要 ・R7年度 上半期実績 195,418千円（前年同期比413% ※9月末時点） 下半期見込額 300,000千円 年度実績見込額 500,000千円（上方修正） ・上半期は、ふるさと納税制度の変更の影響等により寄附額、件数とも急増 ・下半期に昨年度下半期と同程度の寄附を想定し、年度実績を3億から5億円に上方修正 ・寄附総額の増加に伴い専用サイト利用料、返礼品代等の募集経費に不足が生じるため必要額を補正するもの □補正の内容 歳入 年間寄附額（当初）300,000千円（補正後）500,000千円（200,000千円増） 基金繰入金（当初）153,830千円（補正後）253,830千円（100,000千円増） ※（参考）基金繰入金の全体額400,113千円→（補正）500,113千円 歳出 需用費（当初）1,121千円（補正後）1,541千円（420千円増） 役務費（当初）21,073千円（補正後）32,553千円（11,480千円増） 委託料（当初）130,650千円（補正後）217,650千円（87,000千円増） 使用料（当初）938千円（補正後）2,038千円（1,100千円増）							
	区分	既決予算額（千円）		補正予算額（千円）		予算総額（千円）			
事業費	153,830		100,000		253,830				
財源内訳	一般財源	0		0		0			
	国支出金	0		0		0			
	県支出金	0		0		0			
	地方債	0		0		0			
	その他	153,830		100,000		253,830			

議案第66号

令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度養父市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和7年度養父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	754,361千円	△ 86,786千円	667,575千円
第2項 営業外収益	221,734千円	△ 86,786千円	134,948千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額231,910千円は過年度分損益勘定留保資金209,996千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,914千円で補てんするものとする。」

に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	267,108千円	70,821千円	337,929千円
第1項 企業債	156,600千円	41,300千円	197,900千円
第2項 出資金	64,904千円	916千円	65,820千円
第3項 補助金	43,281千円	28,605千円	71,886千円
	支	出	
第1款 資本的支出	499,839千円	70,000千円	569,839千円
第1項 建設改良費	245,268千円	70,000千円	315,268千円

（企業債の補正）

第4条 予算第6条表限度額欄中「154,200千円」を「195,500千円」に改める。

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第10条中「97,204千円」を「10,418千円」に改める。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業 収 益			754,361	△ 86,786	667,575	
	2 営業外収益		221,734	△ 86,786	134,948	
		3 補 助 金		97,204	△ 86,786	10,418

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 収 入			267,108	70,821	337,929	
	1 企業債		156,600	41,300	197,900	
		1 企 業 債		156,600	41,300	197,900
	2 出資金		64,904	916	65,820	
		1 他 会 計 出 資 金		64,904	916	65,820
	3 補助金		43,281	28,605	71,886	
1 国 庫 補 助 金			43,281	28,605	71,886	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 支 出			499,839	70,000	569,839	
	1 建設改良費		245,268	70,000	315,268	
		2 配水及び給水施設整備費		184,330	70,000	254,330

令和7年度養父市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△134,854
	減価償却費	468,157
	資産減耗費	5,392
	賞与引当金等の増加額	535
	長期前受金戻入額	△115,395
	受取利息	△49
	支払利息	25,000
	未収金の増加額	△4,147
	未払金の減少額	△30,656
	たな卸資産の増加額	961
	小計	214,944
	利息の受取額	49
	利息の支払額	△25,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	189,993
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△286,607
	国庫補助金による収入	65,351
	工事負担金による収入	2,112
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△219,144
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	197,900
	企業債の償還による支出	△254,571
	出資金の受入額	65,820
	財務活動によるキャッシュ・フロー	9,149
	資金増加額	△20,002
	資金期首残高	1,935,630
	資金期末残高	1,915,628

令和7年度養父市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		278,099	
ロ 建 物	1,059,253		
減 価 償 却 累 計 額	△ 285,595	773,658	
ハ 構 築 物	10,874,347		
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,646,191	5,228,156	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,955,397		
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,756,818	1,198,579	
ホ 車 輜 運 搬 具	7,206		
減 価 償 却 累 計 額	△ 6,846	360	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	6,217		
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,475	742	
ト 建 設 仮 勘 定		252,847	
有 形 固 定 資 産 合 計			7,732,441

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		4,568	
無 形 固 定 資 産 合 計			4,568
固 定 資 産 合 計			7,737,009

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,915,628	
(2) 未 収 金	96,804		
貸 倒 引 当 金	△ 1,522	95,282	
(3) 貯 蔵 品		5,836	
流 動 資 産 合 計			2,016,746
資 産 合 計			9,753,755

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債	2,180,618	
固定負債合計		2,180,618
4 流動負債		
(1) 企業債	239,880	
(2) 未払金	8,013	
(3) 引当金	4,947	
流動負債合計		252,840
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	3,898,476	
収益化累計額	△ 2,167,415	
繰延収益合計		1,731,061
負債合計		4,164,519

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	1,638,395	
(2) 繰入資本金	3,628,407	
(3) 組入資本金	147,609	
資本金合計		5,414,411
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ受贈財産評価額	11,306	
資本剰余金合計		11,306
(2) 利益剰余金		
イ減債積立金	52,000	
ロ建設改良積立金	167,829	
ハ当年度未処分利益剰余金	△ 56,310	
利益剰余金合計		163,519
剰余金合計		174,825
資本合計		5,589,236
負債・資本合計		9,753,755

注記

II. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,855,639,667円である。

III. セグメント情報の開示

2. 報告セグメントごとの営業収益等

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：千円)

	水道事業	給水施設事業	合 計
営業収益	484,164	405	484,569
営業費用	724,615	2,219	726,834
営業損益	△240,451	△1,814	△ 242,265
経常損益	△ 132,182	△ 1,308	△ 133,490
セグメント資産	9,730,271	23,484	9,753,755
セグメント負債	4,157,908	6,611	4,164,519
他会計繰入金	80,047	0	80,047
減価償却費	466,343	1,814	468,157
特別利益	0	0	0
特別損失	△ 1,364	0	△ 1,364
固定資産増加額	281,216	0	281,216

令和7年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細

収益の収入

収入

(款) 1 水道事業収益

(単位：千円)

項	目	既決 予定額	補正 予定額	計	節		説明
					区分	金額	
2 営業外収益		221,734	△ 86,786	134,948			
	3 補助金	97,204	△ 86,786	10,418	他会計 補助金	△ 86,786	一般会計補助金 △ 86,786
	計	754,361	△ 86,786	667,575			

資本的収入及び支出

収入

(款) 1 資本的収入

(単位：千円)

項	目	既決 予定額	補正 予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 企業債		156,600	41,300	197,900			
	1 企業債	156,600	41,300	197,900	水道事業債	41,300	水道事業債 41,300
2 出資金		64,904	916	65,820			
	1 他会計 出資金	64,904	916	65,820	一般会計 出資金	916	一般会計出資金 916
3 補助金		43,281	28,605	71,886			
	1 国庫補助金	43,281	28,605	71,886	国庫補助金	28,605	国庫補助金 28,605
	計	267,108	70,821	337,929			

支出

(款) 1 資本的支出

(単位：千円)

項	目	既決 予定額	補正 予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1 建設改良費		245,268	70,000	315,268			
	2 配水及び給水 施設整備費	184,330	70,000	254,330	工事請負費	70,000	工事請負費 70,000
	計	499,839	70,000	569,839			

議案第67号

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度養父市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度養父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,107,987 千円	3,398 千円	1,111,385 千円
第2項 営業外収益	639,059 千円	3,398 千円	642,457 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,163,393 千円	3,119 千円	1,166,512 千円
第2項 営業外費用	79,747 千円	3,119 千円	82,866 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額319,201千円は過年度分損益勘定留保資金304,675千円及び当年度分消費税資本的収支調整額14,526千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	826,807 千円	△ 40,000 千円	786,807 千円
第1項 企業債	573,900 千円	△ 20,000 千円	553,900 千円
第3項 補助金	123,577 千円	△ 20,000 千円	103,577 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,146,008 千円	△ 40,000 千円	1,106,008 千円
第1項 建設改良費	312,997 千円	△ 40,000 千円	272,997 千円

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
収益の収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			1,107,987	3,398	1,111,385	
	2 営業外収益		639,059	3,398	642,457	
		4 雑収益		28	3,398	3,426

支出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,163,393	3,119	1,166,512	
	2 営業外費用		79,747	3,119	82,866	
		1 支払利息		72,064	3,119	75,183

資本的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			826,807	△ 40,000	786,807	
	1 企業債		573,900	△ 20,000	553,900	
		1 企業債		573,900	△ 20,000	553,900
	3 補助金		123,577	△ 20,000	103,577	
		1 国庫補助金		82,500	△ 20,000	62,500

支出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,146,008	△ 40,000	1,106,008	
	1 建設改良費		312,997	△ 40,000	272,997	
		2 処理場整備費		239,932	△ 40,000	199,932

令和7年度養父市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△62,187
	減価償却費	711,312
	資産減耗費	3,448
	賞与引当金等の減少額	△557
	貸倒引当金の増加額	270
	長期前受金戻入額	△291,580
	支払利息	75,183
	未収金の減少額	42,826
	未払金の減少額	△235,123
	小計	243,592
	利息の支払額	△75,183
	業務活動によるキャッシュ・フロー	168,409
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△249,055
	国県補助金による収入	78,084
	一般会計補助金による収入	16,077
	未収金の減少額	214,920
	未払金の減少額	△304,939
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△244,913
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	553,900
	企業債の償還による支出	△833,011
	一般会計からの出資による収入	129,330
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△149,781
	資金減少額	△226,285
	資金期首残高	841,618
	資金期末残高	615,334

令和7年度養父市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,034,901	
ロ 建 物	2,347,379		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 605,571</u>	1,741,808	
ハ 構 築 物	18,878,847		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,934,336</u>	13,944,511	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,780,805		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,907,189</u>	1,873,616	
ホ 車 両 運 搬 具	43,223		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 30,630</u>	12,593	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	6,391		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,232</u>	5,159	
ト 建 設 仮 勘 定		194,309	
有 形 固 定 資 産 合 計			<u>18,806,897</u>

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		576	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>576</u>
固 定 資 産 合 計			<u>18,807,473</u>

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		615,334	
(2) 未 収 金		71,021	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,878</u>	69,143	
流 動 資 産 合 計			<u>684,477</u>
資 産 合 計			<u><u>19,491,950</u></u>

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債	4,654,630	
固定負債合計	<u>4,654,630</u>	4,654,630
4 流動負債		
(1) 企業債	773,327	
(2) 未払金	16,950	
(3) 引当金	5,479	
流動負債合計		795,756
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	10,403,766	
収益化累計額	△ 3,047,302	
繰延収益合計	<u>7,356,464</u>	7,356,464
負債合計		<u>12,806,850</u>

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	4,948,955	
(2) 繰入資本金	1,551,859	
資本金合計	<u>6,500,814</u>	6,500,814
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ受贈財産評価額	87,672	
ロ国庫補助金	271,053	
ハ県補助金	61,750	
資本剰余金合計	<u>420,475</u>	420,475
(2) 利益剰余金		
イ当年度未処理欠損金	236,189	
利益剰余金合計	<u>△ 236,189</u>	△ 236,189
剰余金合計		<u>184,286</u>
資本合計		<u>6,685,100</u>
負債・資本合計		<u>19,491,950</u>

注記

Ⅲ. セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境 保全公共 下水道事 業	農業集落 排水事業	小規模集 合排水処 理事業	特定地域 生活排水 処理事業	個別排水 処理事業	コミュニ ティ・プ ラント事 業	合 計
営業収益	121,266	186,232	93,857	1,398	1,159	578	21,826	426,316
営業費用	278,543	442,415	245,095	9,442	3,894	2,777	70,452	1,052,618
営業損失	△157,277	△256,183	△151,238	△8,044	△2,735	△2,199	△48,626	△626,302
経常損益	△22,287	△1,074	△2,265	△1,911	△274	△141	△31,990	△59,942
セグメント資産	5,236,101	7,585,412	4,679,681	140,603	14,122	19,798	1,816,233	19,491,950
セグメント負債	3,478,013	5,231,247	3,399,539	137,420	6,237	12,841	541,553	12,806,850
他会計繰入金	143,071	202,719	103,446	13,542	1,416	2,940	19,440	486,574
減価償却費	189,763	292,030	174,900	6,214	2,911	2,053	43,441	711,312
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	△455	△1,364	△318	△9	△4	△4	△91	△2,245
固定資産増加額	6,854	3,565	83,265	4,868	0	0	31,732	130,284

令和7年度養父市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細
収益的収入及び支出

収入

(款) 1 下水道事業収益

(単位:千円)

項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2営業外		639,059	3,398	642,457			
収 益	4雑 収 益	28	3,398	3,426	そ の 他 の 雑 収 益	3,398	その他雑収益 3,398
	計	1,107,987	3,398	1,111,385			

支出

(款) 1 下水道事業費用

(単位:千円)

項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2営業外費用		79,747	3,119	82,866			
	1支 払 利 息	72,064	3,119	75,183	企 業 債 利 息	3,119	企業債償還利息 3,119
	計	1,163,393	3,119	1,166,512			

資本的収入及び支出

収入

(款) 1 資本的収入

(単位:千円)

項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1企 業 債		573,900	△20,000	553,900			
	1企 業 債	573,900	△20,000	553,900	下 水 道 事 業 債	△20,000	下水道事業債 △20,000
3補 助 金		123,577	△20,000	103,577			
	1国 庫 補 助 金	82,500	△20,000	62,500	国 庫 補 助 金	△20,000	国庫補助金 △20,000
	計	826,807	△40,000	786,807			

支出

(款) 1 資本的支出

(単位:千円)

項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1建設改良費		312,997	△40,000	272,997			
	2 処 理 場 整 備 費	239,932	△40,000	199,932	工 事 請 負 費	△40,000	工事請負費 △40,000
	計	1,146,008	△40,000	1,106,008			

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

鳥居 恵教

諮問第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

杉本 智裕